

索道事業運送約款

戸隠スキー場

(適応範囲)

第1条 当社の運営する索道事業に関する運送約款は、この約款の定めるところにより行います。この約款に定めない事項については、法令の定めるところに従い、定めのない時は一般の慣習によります。

(係員の指示)

第2条 旅客に対し安全輸送と秩序の維持のため必要な場合には、当社係員(以下「係員」という)が指示を行います。その指示に対しては必ず従っていただきます。

(運送の引受け)

第3条 当社は、第4条の規定により運送の引受け拒絶をする場合を除いては、旅客の運送を引き受けます。

(運送の引受けの拒否)

第4条 当社は、次に該当する場合には、旅客運送の引受けを拒絶します。

- (1) 有効な乗車券を所持していないとき
- (2) 係員の指示に従わないとき
- (3) 当該運送に関し、旅客から特別の負担を求められたとき
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
- (5) 旅客の状態等から運送上の安全を期しがたいと認められるとき
- (6) 危険品などを所持しているとき
- (7) 天災その他やむを得ない理由による運送上の支障があるとき
- (8) 前各号に掲げる場合のほか正当の理由のあるとき

(リフト券の販売)

第5条 当社は、リフト券をインフォメーションセンターにて販売します。WEB による事前販売および WEB チャージでも販売いたします。

(リフト券の効力)

第6条 リフト券は券面記載の条件で使用する場合に限りその効力を有します。

当社がその運賃、料金を変更した場合、変更前において発行したリフト券は、その販売金額に係わらず通用する期間内は有効とします。当社で有効なリフト券等以外のものを使用したときは無効とします。

リフト券等は、次の各号に該当する場合は、無効とします。

- (1) 券面記載の条件に反する使用をしたとき
- (2) シーズン券を、その記名人以外が使用したとき

- (3) 改造または変造、若くは偽造して使用したとき
- (4) リフト券等の転売を禁止します。転売又は譲渡された乗車券などは無効なものとして回収します。また、公衆に著しく迷惑をかけるとみなした場合は、販売者及び購入者について警察に通報します。

(リフト券の確認など)

第7条 当社は、旅客が乗車の際、改札ゲートにてリフト券の確認または回数リフト券の減算をします。

(運賃、料金及び適応方法)

第8条 当社が、収受する運賃及びその他の適応方法は、出札所において提示している運賃及び備付の適応方法によります。

(運転中止時における運送途中の乗客に対する取扱い)

第9条 天災その他やむを得ない事由により、索道の運転を中止した場合の乗客に対しては、運転再開後における有効リフト券の無償交付等必要な継続運送の措置を行います。

(運賃の払い戻し)

第10条 当社の責任により、スキー場内全ての索道の運転ができないときには、別に定める規定により払い戻しを行います。ただし、天災および風雪等により運転に危険を生じる恐れから一時的に運転を中止する場合は、この限りではありません。

(責任の始期および終期)

第11条 当社の運送に関する責任は、旅客が第7条の行為を行ったときに始まり、降車したところをもって終わります。

(旅客の遵守すべき事項)

第12条 旅客は、リフト利用の際は下記に示す注意事項を遵守しなければなりません。

【乗車時】

- 1, リフト利用に不安な方は申し出ること
- 2, 「乗車位置」の表示位置でスキー・スノーボードを正しく前に向けて待機すること
- 3, 乗車に失敗した場合は、直ちにリフトから離れること
- 4, スキーヤーは、ストックが隣の人の迷惑にならないように注意すること
- 5, リュック等は膝の上に乗せ、衣類等の紐の挟み込みに注意すること
- 6, スノーボーダーは流れ止めをつけ、ハイバックをたたむこと

【乗車中】

1. セーフティバーを下ろし、深く腰を掛けること
2. 乗車中は次号に記載する行為を行わないこと
 - (1) イスを揺らすこと
 - (2) イスから飛び降りること
 - (3) イスの上でふざけたり、後ろを向いたりすること
 - (4) スtock等で柱に触ること

3. リフトが止まっても飛び降りないこと

【降車時】

1, 「降車位置」が近づいたら降りる準備をし、降りた後は直進すること

2, 降りられなかったら、そのままイスに座っていること

【その他】

1. その他、係員の指示に従うこと

2. 非常停止後に、運転が再開されないときは、係員からの指示に従い待機すること

3. 未就学児のみでリフトに乗車しないこと

4. リフト使用時は喫煙しないこと

（携帯品等に関する責任）

第13条 当社は、旅客の運送中に生じた、スキー・スノーボードや、携帯品の滅失またはき損による損害については、これを賠償する責任を負いません。ただし、その滅失またはき損が当社の過失による場合は、この限りではありません。

（旅客の責任）

第14条 当社は、旅客の故意若しくは過失又はこの運送約款の規定を守らなかったこと等により、当社が損害を受けたときは、その旅客に対して賠償を求めます。

（約款の変更）

第15条 この利用約款は、予告なく変更される場合があります。変更を行う旨および変更後の利用約款の内容ならびに効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに弊社ホームページまたはその他相当の方法により周知します。

長野市・株式会社戸隠

制定 2020年12月1日